

資 料

〔個人所得課税・法人課税・資産課税等について〕

平成23年12月13日

財 務 省

<22、23、24年度での対応>

個人所得課税

社会保障・税一体改革成案	22、23、24年度での対応
○雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。 ○給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。 ○金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。	・年少扶養控除廃止（22年度改正） ・特定扶養控除縮減（22年度改正） ・給与所得控除の上限設定（23年度改正 → 24年度改正） ・成年扶養控除縮減（23年度改正 → 削除） ・金融証券税制について、平成26年1月から20%本則税率化を実施し、同時に日本版ISAを創設（23年度改正） （23年度改正において、10%軽減税率を2年延長し、26年1月から20%本則税率を適用するとされたことに伴い、日本版ISAについても、2年延期し平成26年から導入）

法人課税

社会保障・税一体改革成案	22、23、24年度での対応
○企業の国際的な競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、国際的な協調や主要国との競争条件等にも留意しつつ、課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げを行う。 ○地域経済の柱となり、雇用の大半を担っている中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引下げを行う。	・法人実効税率の5%引下げ（23年度改正） ・減価償却制度の見直し、欠損金の繰越控除制度の見直し、貸倒引当金制度の見直し等の課税ベース拡大（23年度改正） ・中小企業者等の軽減税率の引下げ等（23年度改正）

消費課税(消費税以外)

社会保障・税一体改革成案	22、23、24年度での対応
○エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源 CO2 排出抑制等を図るための税を導入する。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。 ○車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。	・地球温暖化対策のための税の導入(23年度改正 → 24年度改正) ・自動車重量税の暫定税率の廃止、その上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担の軽減(22年度改正) ・自動車重量税の当分の間税率の見直し、自動車重量税・自動車取得税のエコカー減税の継続・拡充(24年度改正)

資産課税

社会保障・税一体改革成案	22、23、24年度での対応
○資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化を行う。これと併せ、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、その有効活用を通じた経済社会の活性化を図るとの観点から、世代を超えた資産格差の固定化にも配慮しつつ、贈与税を軽減する。また、事業承継税制について、運用状況等を踏まえ見直しを検討する。	・相続税の基礎控除の引下げ等の課税ベースの拡大、最高税率の引上げ等の税率構造の見直し（23年度改正 → 削除） ・贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大（23年度改正 → 削除）

地方税制

社会保障・税一体改革成案	22、23、24年度での対応
○地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。 ○また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。	・地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入（24年度改正）

その他

社会保障・税一体改革成案	22、23、24年度での対応
○上記の改革のほか、社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備を進めるとともに、 ○国際的租税回避の防止を通じて適切な課税権を確保しつつ投資交流の促進等を図る等の国際課税に関する取組みや国際連帯税等について、検討を行う。	・「社会保障・税番号大綱」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革本部決定） ・税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長、理由附記の実施等（23 年度改正） ・納税者権利憲章の策定等（23 年度改正 → 削除（附則追加）） ・外国子会社合算税制の見直し（22 年度改正） ・徴収共助の規定の整備（24 年度改正） ・過大支払利子税制の導入（24 年度改正） ・国外財産調書制度の創設（24 年度改正）

<改革の方向性>

※ 個人所得課税、地方税制、その他（番号制度）は別途整理

消費課税(消費税以外)

1. 課題(社会保障・税一体改革成案)

- エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源 CO2 排出抑制等を図るための税を導入する。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。
- 車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。

2. 改革の方向性

(エネルギー課税)

- 「地球温暖化対策のための税」については、地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成 24 年度税制改正において、引き続き、実現を図る。

(参考) 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める。

(車体課税)

- 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成 24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。

資産課税

1. 課題

- 相続税の課税ベース及び税率構造の見直しを通じた負担の適正化並びに贈与税の軽減。

(参考) 社会保障・税一体改革成案(H23.6.30)・抄

(4) 資産課税

資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化を行う。これと併せ、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、その有効活用を通じた経済社会の活性化を図るとの観点から、世代を超えた資産格差の固定化にも配慮しつつ、贈与税を軽減する。また、事業承継税制について、運用状況等を踏まえ見直しを検討する。

2. 改革の方向性

- 平成23年度改正に盛り込まれていた相続税・贈与税の見直し(下記)は、課税ベースや税率構造の見直しなど、全体として資産課税の抜本改革を行うものであることから、一体改革の中で措置する。

＊相続税：資産再分配機能の回復、格差の固定化の防止等の観点から見直しを行う。

- ・ バブル後の地価の大幅下落に対応した基礎控除の引下げ
(5,000万円+1,000万円×法定相続人数 → 3,000万円+600万円×法定相続人数)
- ・ 最高税率の引上げ(50%→55%)など税率構造の見直し
- ・ その他(死亡保険金に係る非課税措置、未成年者控除・障害者控除の見直し)

＊贈与税：若年世代への資産移転を促す等の観点から見直しを行う。

- ・ 税率構造の緩和(直系卑属への贈与)、相続時精算課税の対象拡大(孫の追加等)

3. 留意点

- 地価の下落への対応や若年世代への資産移転に速やかに取り組むとの観点から、早期の施行を確保すべき。

(注1) 事業承継税制について

事業承継税制については、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(20年10月～)の運用状況等を踏まえ、本税制の活用促進策や課税の一層の適正化策について検討を行い、一体改革の相続税改正部分の施行に併せて見直しを行う。

(参考) 1 24年度税制改正大綱(H23.12.10)・抄

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行います。

2 社会保障・税一体改革成案(H23.6.30)・抄

また、事業承継税制について、運用状況等を踏まえ見直しを検討する。

(注2) 課税方式等について

相続税については、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点も踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度からそのあり方を検討。

その他(国際課税、国際連帯税等)

1. 課題

- 国際的租税回避の防止を通じて適切な課税権を確保しつつ投資交流の促進等を図る等の国際課税に関する取組みや国際連帯税等について、検討を行う。

2. 改革の方向性

- 国際課税については、国際的租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、投資交流の促進等により我が国経済を活性化するという基本的考え方に立ち、今後とも必要に応じて対応する。
- 国際連帯税については、今までの検討や国際的な取組みの進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行う。

参 考 資 料

平成23年度税制改正大綱（抄）

〔平成22年12月16日
閣議決定〕

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

3. 資産課税

(1) 相続税

① 基本的な考え方

相続税は格差是正・富の再分配の観点から、重要な税です。相続税の基礎控除は、バブル期の地価急騰による相続財産の価格上昇に対応した負担調整を行うために引き上げられてきました。しかしながら、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきました。そのため、相続税は、亡くなられた方の数に対する課税件数の割合が4パーセント程度に低下しており、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、相続税の再分配機能が低下しています。

地価動向等を踏まえた基礎控除の水準調整をはじめとする課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造について見直しを図ることにより、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する必要があります。

② 改革の取組み

イ 基礎控除及び税率構造

格差固定化の防止、相続税の再分配機能・財源調達機能の回復等の観点から、基礎控除を「3,000万円＋600万円×法定相続人数」へ引き下げるとともに、高額な遺産取得者を中心に負担を求める観点から最高税率を55％へ引き上げるなど税率構造を見直します。

ロ 死亡保険金の非課税措置

死亡保険金の非課税措置については、「相続人の生活安定」という制度趣旨の徹底の必要性や他の金融商品との間の課税の中立性確保の要請等を踏まえ、算定の基礎となる法定相続人の範囲を縮減します。

ハ 未成年者控除・障害者控除

相続税額から一定額を差し引く未成年者控除・障害者控除については、控除額が長年にわたって据え置かれてきており、物価動向や今般の相続税の基礎控除等の見直しを踏まえ、引き上げます。

(2) 贈与税

① 基本的な考え方

贈与税は、相続税と同様、贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税するものであり、相続税の回避を防止するという意味で、相続税を補完する役割を果たしています。

過去累次の相続税・贈与税改正においては、こうした「相続税の回避防止」の観点から、相続税に比べ贈与税の税率構造は相対的に厳しいものとされてきました。加えて、近年、被相続人のみならず相続人自身の高齢化が進んでいることとも相まって、若年世代への資産移転が進みにくい状況となっています。贈与税の見直しを通じ、高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代に移転させ、その有効活用を通じて経済社会の活性化を図ることが必要です。一方で、見直しに当たっては、資産格差が世代を超えて固定化してしまうとの懸念にも配慮する必要があります。

② 改革の取組み

相続税について、課税ベースの拡大・税率構造の見直しを図れば、死亡時点まで資産を保有することに伴う税負担が高まるため、そのこと自体によっても生前贈与を促す効果があります。こうした相続税の負担の適正化と併せて贈与税を緩和すれば、そうした生前贈与はより一層促進されることになります。こうした観点から、子や孫などが受贈者となる場合の贈与税の税率構造の緩和、受贈者に孫を加えるなど相続時精算課税制度の対象範囲の拡大を行い、高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図ります。

第3章 平成23年度税制改正

9. 検討事項

- (6) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行います。

社会保障・税一体改革成案（抄）

平成 23 年 6 月 30 日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成 21 年度税制改正法附則 104 条第 3 項及び平成 22 年度・23 年度税制改正大綱（閣議決定）で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

（中略）

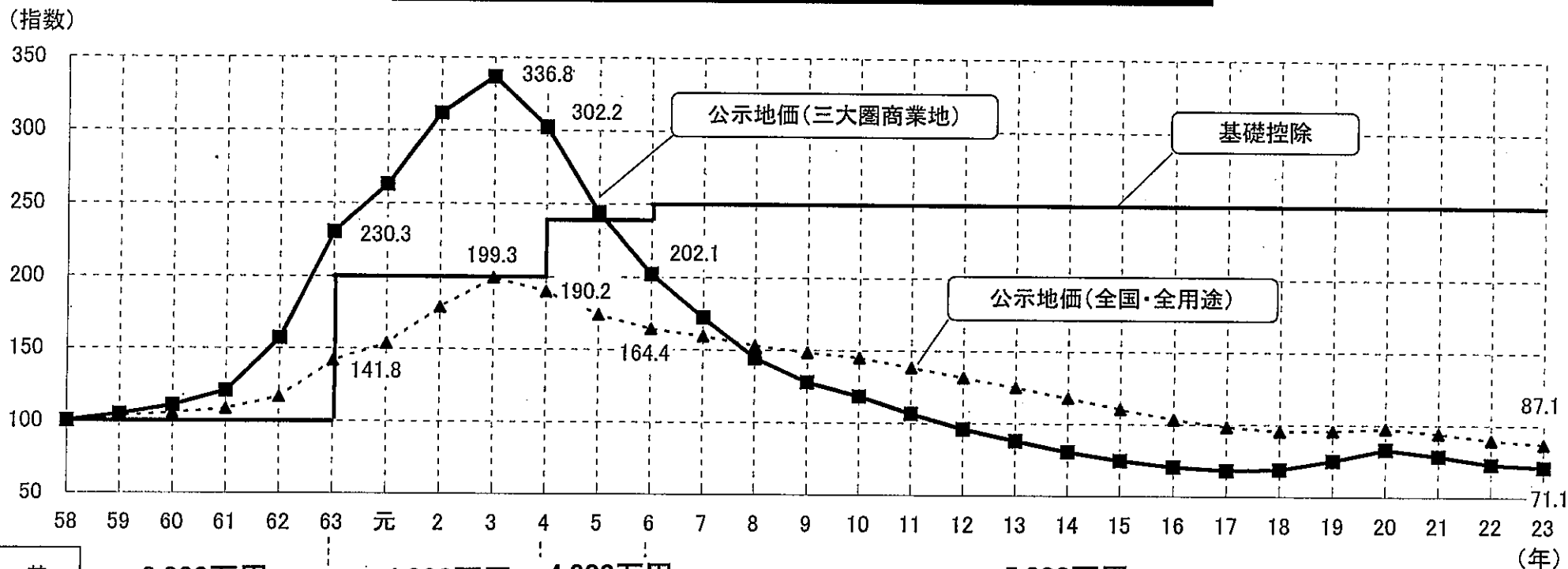
（4）資産課税

資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化を行う。これと併せ、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、その有効活用を通じた経済社会の活性化を図るとの観点から、世代を超えた資産格差の固定化にも配慮しつつ、贈与税を軽減する。また、事業承継税制について、運用状況等を踏まえ見直しを検討する。

（中略）

なお、平成 22 年度・23 年度税制改正においては、このような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革に取り組んできたところであり、現在、国会において審議が行われている平成 23 年度税制改正については、引き続き、その早期実現を目指す。

地価公示価格指数の推移と相続税の改正



基礎控除

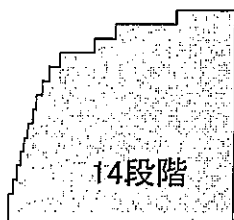
2,000万円
+
400万円
× 法定相続人数

4,000万円
+
800万円
× 法定相続人数

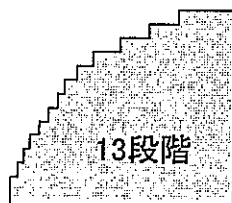
4,800万円
+
950万円
× 法定相続人数

5,000万円
+
1,000万円
× 法定相続人数

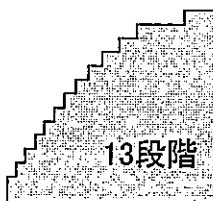
税率構造(最高税率)



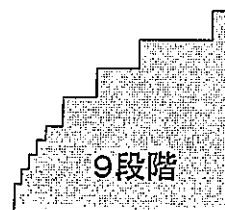
(5億円超:75%)



(5億円超:70%)



(10億円超:70%)



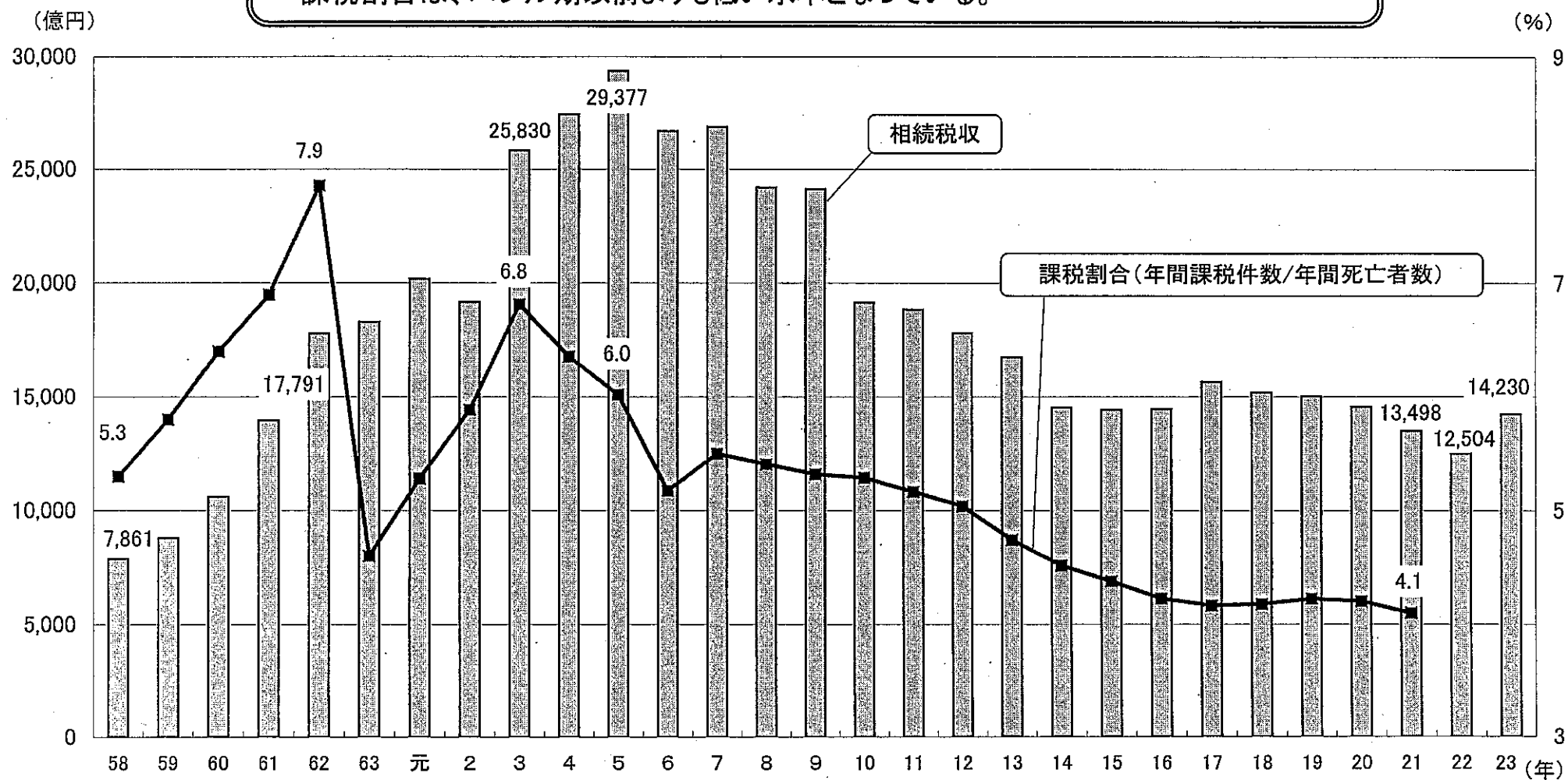
(20億円超:70%)



(3億円超:50%)

相続税の課税割合及び税収の推移

バブル期以後は、相続税の課税割合及び税収とも減少傾向にあり、足元では、課税割合は、バブル期以前よりも低い水準となっている。



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成22年度以前は決算額、平成23年度は予算額)。

(注2) 課税件数は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。

相続税の基礎控除の見直し(案)

平成22年12月7日
第17回税制調査会提出資料

基礎控除の水準について、物価・地価が現在と同等であった時期(昭和50年代半ば)に適用されていた水準と同等となるよう見直し。

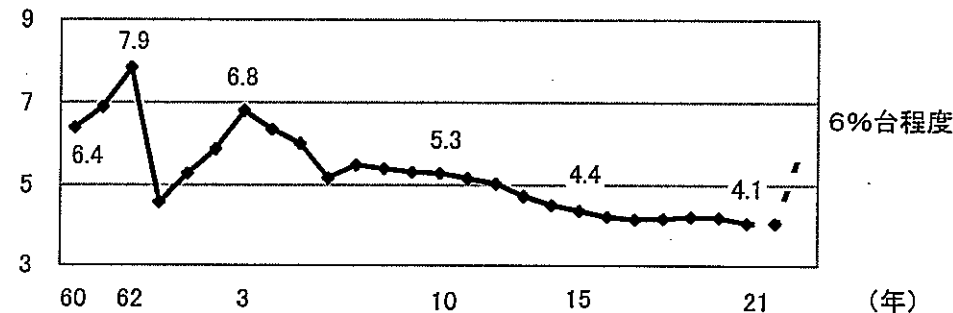
〔現 行〕 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
〔見直し案〕 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

改正年	基礎控除 (定額部分) ㉑	資産価値の変動				$\frac{㉑ \times ㉒}{100}$
		改正当時		足元（地価:23年、物価:22年）		
					平均 ㉒	
平6年	5,000万円	地価	100	53.0	75.9	3,800万円
		物価	100	98.8		
平4年	4,800万円	地価	100	45.8	73.3	3,500万円
		物価	100	100.7		
昭63年	4,000万円	地価	100	61.4	86.5	3,500万円
		物価	100	111.5		
昭和50年	(参考) 昭和59年 2,000万円	地価	100	84.6	100.0	3,100万円
		物価	100	115.4		
		地価	100	129.9	154.3	
		物価	100	178.8		

➡ 3,000万円

(注)地価は「地価公示」(国土交通省)の全国・全用途に係る値により、物価は「消費者物価指数」(総務省)の総合指数による。

(%) 〔課税割合〕 現行4.1% ⇒ 6%台程度



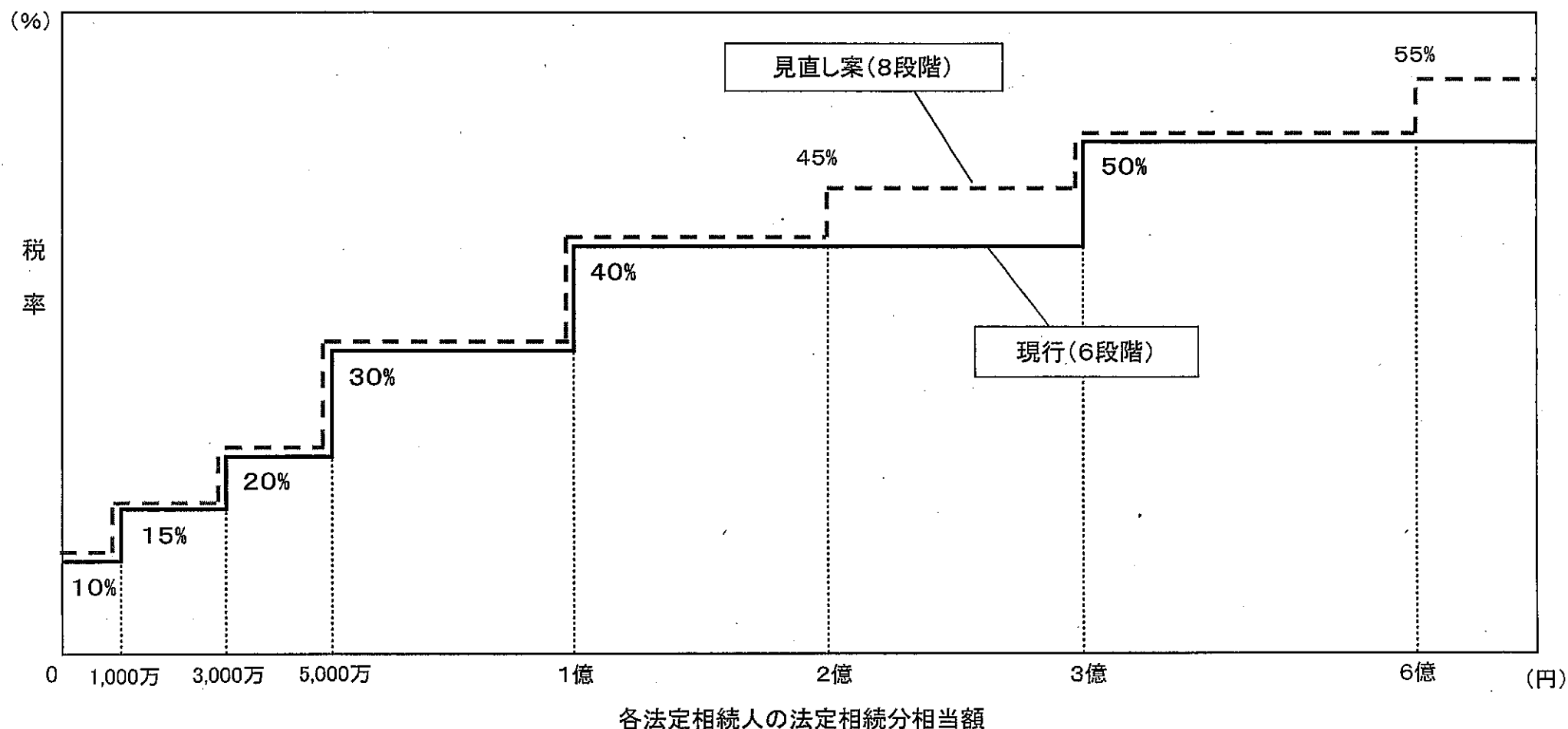
※ 課税割合は、各年の課税件数/死亡者数である。

(備考)平成22年12月7日税制調査会提出資料を基に、地価・物価を最新のものに更新。

相続税の税率構造の見直し(案)

相続税の税率構造については、昭和63年以降累次にわたり、最高税率の引下げを含む累進構造の緩和が行われてきており、相続税の再分配機能の低下につながっている。

平成23年度改正においては、再分配機能の回復を図るため、基礎控除の引下げとともに、高額の遺産取得者を中心に負担を求める観点から、最高税率を55%に引き上げるなど税率構造の見直しを行う。



(備考) 平成22年12月7日税制調査会提出資料を基に作成。

○ 死亡保険金に係る非課税措置の見直し

- ① 「相続人の生活の安定」という制度趣旨の徹底
 - ② 他の金融商品との間の課税の中立性確保の要請(死亡保険金についてのみの特例措置となっている)
 - ③ 会計検査院の指摘(「高所得者も適用しており、節税目的と思料されるものも見受けられる」)
- に應える観点から、以下のとおり見直しを行う。

〔現 行〕

500万円×法定相続人数



〔見直し案〕

500万円×次のいずれかに該当する法定相続人数

- ① 未成年者
- ② 障害者
- ③ 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

○ 未成年者控除・障害者控除の見直し

前回改正時(昭和63年)からの物価の動向及び相続税全体の見直しの内容を踏まえ、相続税額からの控除額を次のとおり引き上げる。

〔現 行〕

- ・ 未成年者控除 6万円×20歳に達するまでの年数
- ・ 障害者控除 6万円(特別障害者:12万円)
×85歳に達するまでの年数



〔見直し案〕

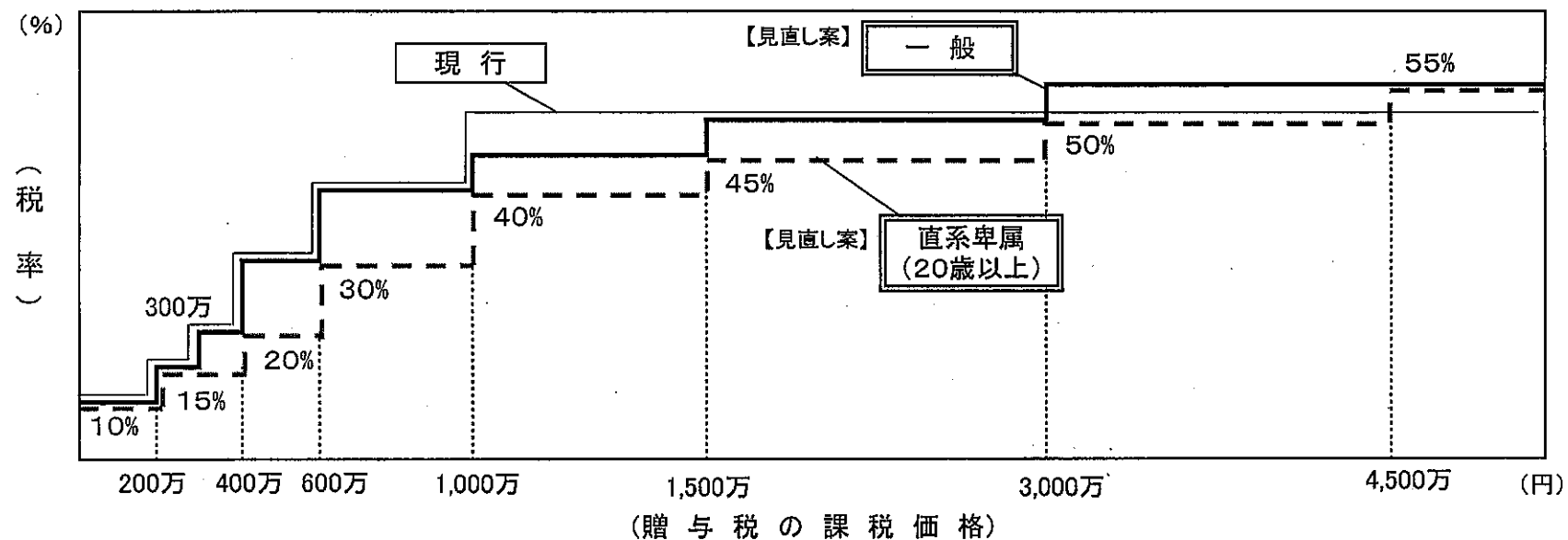
- 10万円×20歳に達するまでの年数
- 10万円(特別障害者:20万円)
×85歳に達するまでの年数

贈与税の見直し(案)

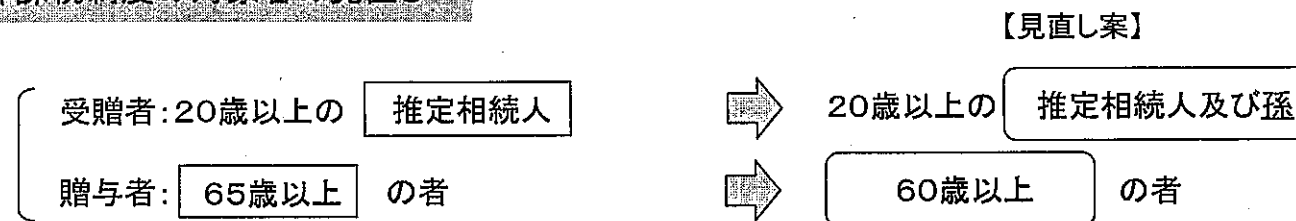
高齢者の保有資産の若年世代への早期資産を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、

- ① 暦年課税について、子や孫などの直系卑属が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和
- ② 相続時精算課税制度について、受贈者に孫を追加するなど、その対象範囲を拡大

① 税率構造の緩和(暦年課税)

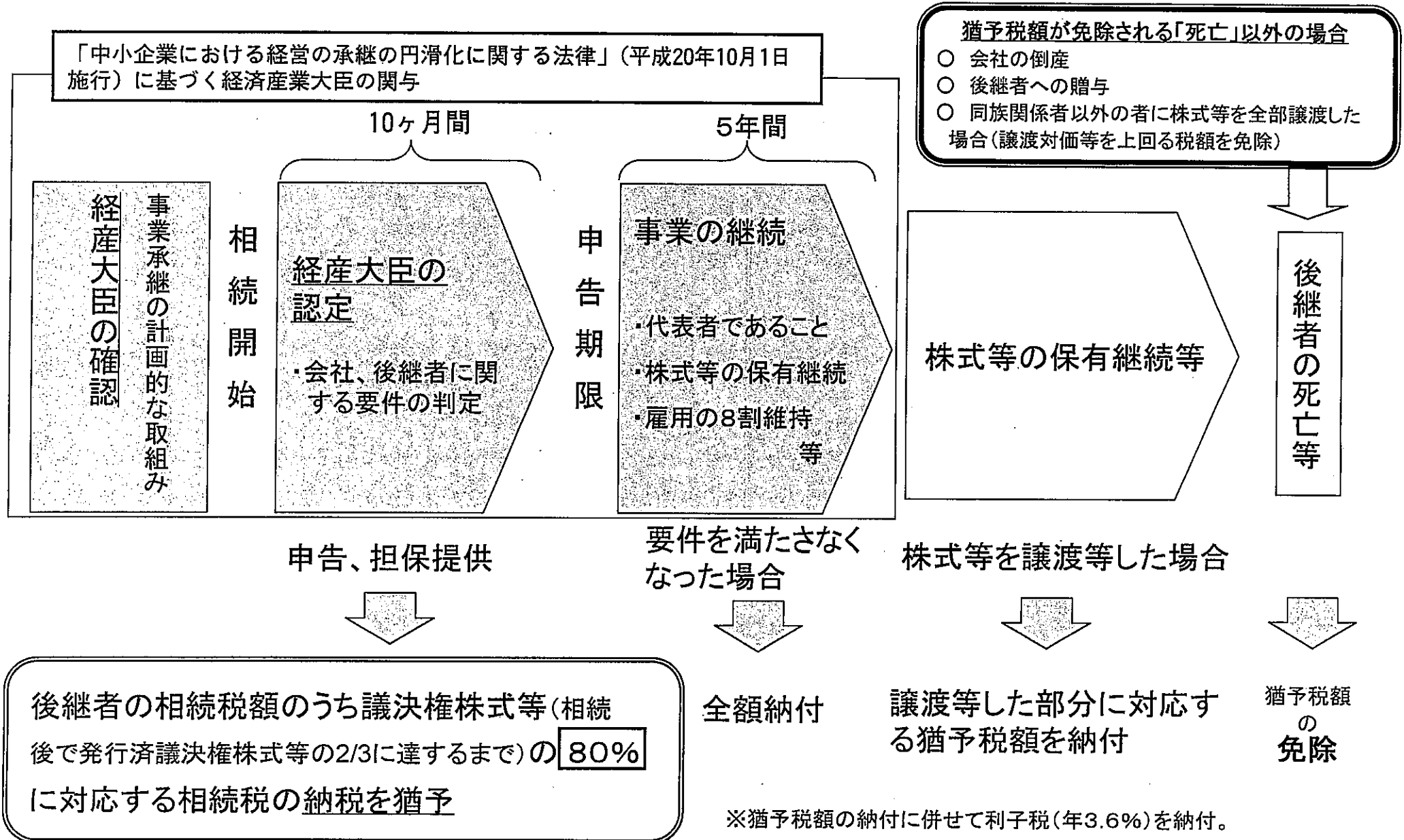


② 相続時精算課税制度の対象者の見直し

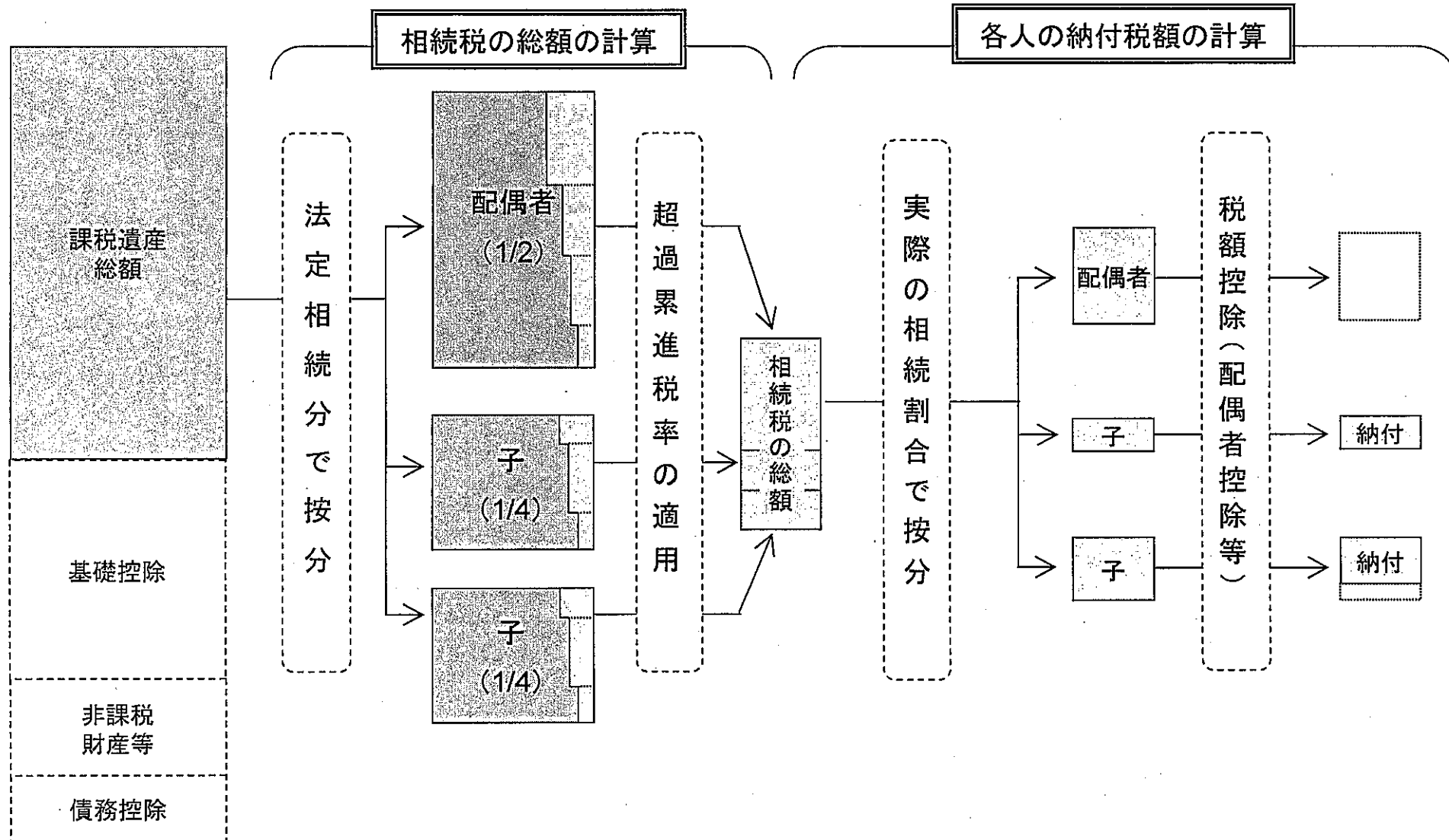


(備考) 平成22年12月7日税制調査会提出資料を基に作成。

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

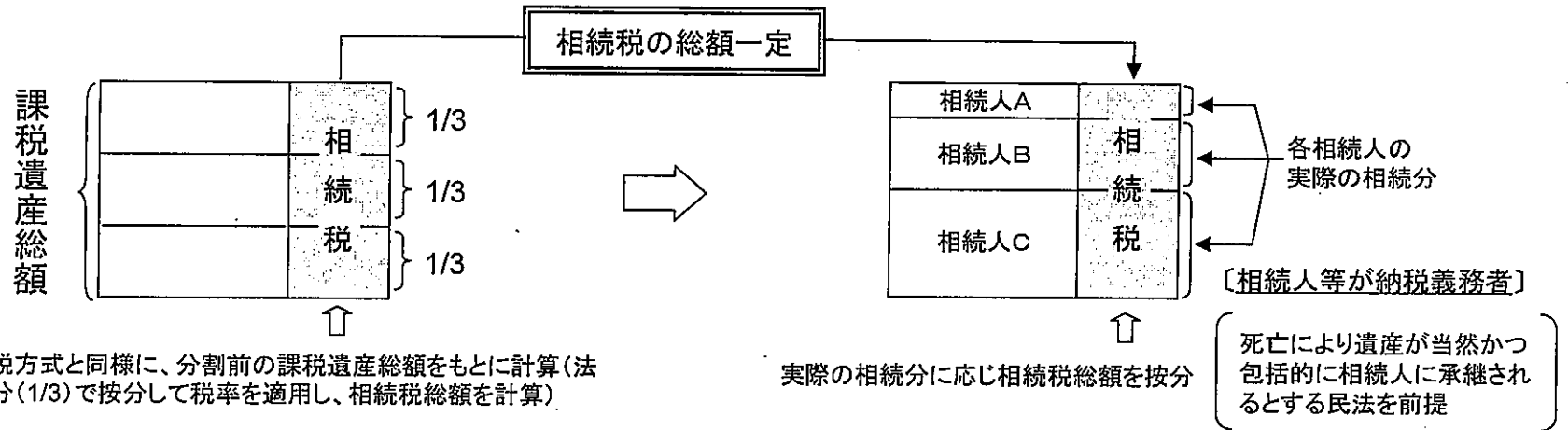


相続税の仕組み



我が国の相続税の計算方法のイメージ

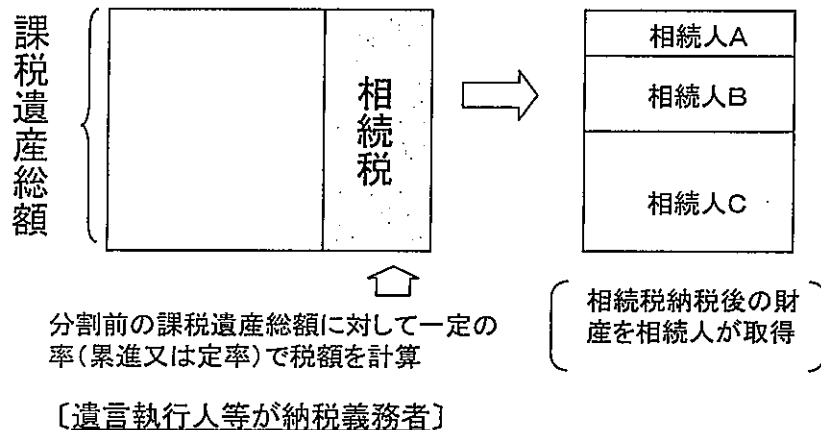
我が国の相続税の計算方法は、分割前の課税遺産総額をもとに相続税の総額を計算し、その相続税額を、納税義務者である各相続人の実際の相続分に応じて按分するもの。



〔参 考〕

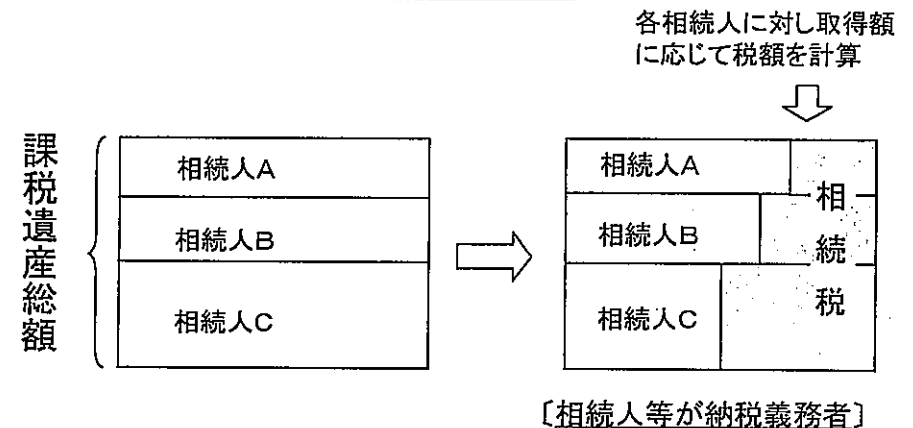
遺産課税による計算方法

（米・英）



遺産取得課税による計算方法

（独・仏）



所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 104 条（抄）

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一～四 省 略

五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六～八 省 略